

総会決議 1 COLAP の活動の発展のために

- 1、2016年6月にネパールのCOLAP6において、アジア太平洋法律家協会(COLAP)が結成された。アジア太平洋の民主的法律家の恒常的な組織が誕生したのは、歴史上始めてである。COLAPの結成には、当協会(JALISA)の関与も評価されるべきである。COLAP1(インド)、COLAP2(日本)、COLAP3(ベトナム)、COLAP4(韓国)、COLAP5(フィリピン)と、アジア太平洋地域の法律家の会議を開催するにあたって、JALISAはアジアの他の法律家協会とも連携協力して開催をしてきた。そのような30年にわたる活動の成果が今年のCOLAPの設立につながった。
- 2、アジア太平洋地域は、平和の問題であれば、中国周辺の海洋をめぐる紛争、米軍基地や中国の軍事化の問題、北朝鮮の核・ミサイル問題、南北朝鮮の統一の問題など、どれをとっても解決が厳しい問題を抱えている。また人権の問題では、国際人権を受け入れようとしない各国政府の問題、恒常的に発生している移民や難民の問題、開発の問題では途上国による発展の権利の実現、など多くの課題を抱えている。しかし、どれも法律家の国際連帯の力が発揮できれば、大きい影響力を与えられる問題である。アジア地域は、地域共同体がないことにも表れているように、各国の政治・経済体制に大きな違いがあり、統合することが難しい。しかし、法律家やNGOなどの民間人の連帯と活動は国境を越えて作っていくことが可能である。共同して連帯していく力が今ほど求められていることはない。
- 3、2017年1月には日本でCOLAP執行部会議が開かれ、今後の活動について議論が始まる。JALISAとしては、COLAPにアジア全体にかかわるテーマや、国際的世論に訴える日本の課題を積極的、主体的に提案して、COLAPの牽引役になっていこう。日本での執行部会議の開催にあたっては、COLAP6に参加した他の法律家団体のメンバー(青年法律家協会国際委員会、自由法曹団など)と共同して準備が進んでいる。今後は、これらの法律家団体のCOLAP加盟も含めて、共同の関係を積極的に築いていこう。